

適格性に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 30 条において準用する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 2 法人であって、その役員のうちに法第 41 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者